

報告第5号

専決処分について

次の事項について、令和6年11月19日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

春日市長 井 上 澄 和

道路の管理の瑕疵による負傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

道路の管理の瑕疵による負傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵による負傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年11月19日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

個人

2 事故の概要

令和5年10月10日(火)午後1時30分頃、春日市昇町5丁目139番地付近の道路上において、相手方がグレーチング蓋の上を歩行したところ、当該グレーチング蓋が外れたことにより相手方が側溝内に転落し、負傷したものである。

3 損害賠償額

266,714円